

第183回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 平成30年8月21日（火）午後2時00分

閉会 平成30年8月21日（火）午後3時23分

2 会議の場所

一関保健センター栄養指導室

3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 千葉和夫

委員 小野寺眞澄

委員 佐藤一伯

委員 伊藤一志

4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	千葉敏紀
一関図書館長	千葉秀一
教育部次長兼学校教育課長	小山祐二
教育部次長兼文化財課長兼骨寺荘園室長	佐藤武生
教育総務課長	中田善久
いきがいつくり課長	伊東吉光
教育総務課長補佐兼庶務係長	千葉由紀（記録）

5 議題及び議決事項

なし

6 報告

(1) 市立学校におけるいじめについて (資料No. 1)

(2) 行事報告及び9月行事予定について (資料No. 2)

7 その他

- (1) 平成30年度学校教育行政の重点について（いじめと不登校への対応）（資料No. 3）
- (2) 部活動の在り方に関する方針について（資料No. 4）
- (3) 一関市せんまや街角資料館条例の一部を改正する条例の制定について（資料No. 5）

8 会議の議事

○教育長 只今から第183回教育委員会定例会を開会いたします。

委員は全員出席です。

議事に入る前に会議の非公開について、私から発議いたします。

会議は原則公開ですけれども、人事に関する事件、あるいはその他の事案について、発議があつて3分の2以上の議決の時には、公開しないということになっています。

今日の最初の報告で、市立学校のいじめについての報告がありますので、これについては個人情報記録されおりますので、公開しないことを提案いたします。

公開しないことの発議について、順次賛否をお願いします。

よろしいですか。

○小野寺委員 賛成です。

○千葉委員 賛成です。

○佐藤委員 賛成です。

○伊藤委員 賛成です。

○教育長 私も非公開に賛成です。

よって全員賛成ですので、提案の通り公開しないことと決しました。

それでは、2番の報告に入ります。

報告(1) 市立学校におけるいじめについて

(非公開)

報告(2) 行事報告及び9月行事予定について

○教育長 それでは、ここから再び公開といたします。

(2)の行事報告及び9月の行事予定についてであります。

私から、行事報告をいたします。

資料ナンバー2の教育長日程のところをお願いします。

1ページから、前回は7月25日が教育委員会の定例会でしたので、その後のことを報告

いたします。

7月26日、中学生の海外派遣の壮行式ということで、8月6日から8月8日に行った最先端科学の研修会の壮行式でありました。

市長にも出ていただいて、激励をいただいております。

同じ日、26日午後ですが、全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会総会並びに研修会がありました。

東北の46の市と26の町が加盟しております。

合計72自治体が加盟しておりまして、約50の自治体が一関においでいただきました。

1日目に研修会があって、文化庁の技官の講演と市の学芸員の骨寺を中心とした報告を行ったところです。

2日目は巖美溪と骨寺の交流館に行きまして、実際のところをお見せしたところであります。

その総会と研修会が一関であったところであります。

7月27日、一関図書館の協議会がありました。

協議会委員は全部で16名であります。今回更新の時期で、新たな委嘱の時期でありました。

今回16名に委嘱いたしました。委員長は那須照市さん、岩手日日の方が今回も前回に引き続いて協議会の委員長ということでありました。

2年間の委員の任期であります。

今回は、やり方を図書館の協議会の説明を、予め資料を送付しておいて、説明を全部省きました。

ですから、最初から意見交換ということで、いろいろな意見が出されまして、非常に活発な交流になって、意見をいただいたのではないかなと思います。

同じ日、第5回室根地域学校統合整備検討会がありました。

これは同じページの8月8日にもありますけれども、室根での学校統合についてであります。

確認しておきますが、平成27年から平成37年まで10年間の校舎等の整備計画を教育委員会として平成26年に立てております。

前期で千厩と東山を整備する。

後期で室根と花泉を整備すると、学校統合と整備をするという予定にしておりました。

花泉が先行する予定でありますので、室根についても今後どのようにするかということで、現在協議中であります。

予定では、11月頃までに整備検討委員会としての方向性を出して、そのあと、住民に説

明したいという意向であります。

室根については、現在このように議論されております。

一つは、年度が平成36年あたりになるけれども、校舎を造って統合するという案が一つであります。

これは最初に統合してしまってから、それから校舎ということは国庫補助が出ませんので、統合と同時に校舎を建てるという方向が一つなのです。

ただしこれは、平成36年ぐらいになるのではないかという。

少し遅くなりそうだという一つがこれです。

もう一つの案は、そんなに遅くしていたのでは、実は複式学級が来年、室根東小学校にできる予定であります。

もう複式枠をなんとかしても解消したいと。

ですから、校舎は建てないで、室根西小か東小になんとか入ると、早急に入るといふ、そのような案が二つ目の案でありまして、それを軸に今、室根の整備検討委員会の中で検討しているところであります。

住民への説明は、一つの方向性が出てから改めて説明していくということになっております。

現在の状況についてであります。

28日、岩手県南史談会の研究発表会、総会がありました。

発表会には35名ぐらいの参加でしたが、その後の総会には若干少なく、10名程度の総会になりましたが、私も挨拶してきましたけれど、やはりこういう団体は、現在高齢化しております、会員数、会員を増やすことに非常に苦勞している状況であります。

今回史談会にいきましたけれども、いろいろな団体が今そのような状況になっております。

29日に一関市民水泳大会兼一関地方学童水泳大会がありました。

8つの小学校が出場しましたが、50メートルのプールでありますので、ある程度訓練してからということで8つの小学校だけの参加になったところであります。

第19週 7月30日、花泉学校給食センターの厚生労働大臣表彰があったが、その受賞報告にみえられました。

これは花泉給食センターが長年に渡って地域と密着した栄養改善の指導の活動を行っていることで評価されて表彰されたものであります。

同じ日、全国中学校体育大会出場報告とありますが、これと7月30日と同じ週の8月3日それから2ページにいて8月13日、全国中学校体育大会の出場報告、この三つを合わせて今話しをさせていただきます。

まず3日の小学校ですが、神奈川の日産スタジアムである全国の小学校陸上交流大会に二人が出場するという事で挨拶にきました。

一人は千厩小学校の6年生の子ですが、走り高跳びで県優勝した子であります。

同じく萩荘小学校の6年生の子ですが、これはジャベリックボールで県優勝した子で、この二人が全国大会に出場いたしました。

中学校であります、団体で花泉中学校のソフトボールチーム、それから大東中学校の卓球の女子、この二つの団体のチームが市長に、これから出発するということを報告にきました。

花泉中のソフトボールは、この間、新聞でご覧になったと思いますが、全国で3位でありました。

準決勝で惜しくも1-0で負けまして、相当の、優勝するのではないかと思うぐらいの力でありましたが、3位ということになります。

大東中の卓球の女子は、まだ始まっていませんので、明後日あたりから始まる予定であります。

ただ、東北大会で団体が二つ優勝するというのはまずないと思います。

そのぐらいの活躍でありました。

個人としては、萩荘中学校の3年生の女子が、卓球の個人で、東北大会で2位になりまして、この子も全国に行っております。

挨拶にきました。

同じく、もう終わりましたけれども、磐井中学校2年生の女子が、水泳の400メートル個人メドレーで県優勝しております、これも全国大会にでております。

同じく、桜町中学校の3年生の子が、水泳の200メートル個人メドレーで県優勝しまして、全国に行きまして、この子は全国で8位に入っております。

それから磐井中学校の3年生の男子、柔道ですが、柔道の81キロ級で県優勝して全国に行っておりますし、花泉中学校の3年生の男子、柔道の66キロ級でこれも県優勝して、全国に行っております。

あと、大原中学校の3年生の女子、陸上競技の砲丸投げで、これも県優勝して、全国へ行っております。

ということで、団体、個人とも、非常にすばらしい活躍の年でありました。

次にいきます。

8月1日、学校第1回学校給食センター運営委員会がありました。

17名の運営委員で、今年度新たに委嘱の年度でありました。

委員長には老松小学校の庄司善行校長が委員長となりまして、給食の運営、食育、収納

状況の対策などを協議したところでもあります。

この中で、私会計と公会計が話題となっております、今後検討が必要かなと思っております。

8月2日、子ども議会がありまして、附属中を含みますが、17名の中学生が議場で質問したところでもあります。

中学校3年生であります、市長がほとんど答えましたが、教育委員会関係、私が一部、一問ぐらい答えましたけれども、再質問で今回は二人ほど出まして、再質問がでたときにも、部長たちも非常に緊張感の中、答えたところでもあります。

昨年度よりは、そのような部分では非常に注目度が高かったかなというふうに思います。第20週8月7日、教育講演会がありました。

佐々木常夫先生の働き方改革についての講演会で、全国でも有名な方でしたが、来ていただいて講演を行っていただきました。

非常に示唆に富むお話しをいただいたところでもあります。

2ページお願いします。

2ページの一番上は先ほどお話しした所の一部であります。

17日、日本共産党の市議団より申し入れがありました。

これは市長のところに、私も同席しましたが、一つは新たなごみの焼却場の施設建設についての要望。

もう一つは、小・中学校、あるいは小・中学校と園児の施設、幼稚園、保育園のエアコン設置についての要望でありました。

これについては今後、議会でも質問事項となるように通告されているところでもあります。行事報告については以上であります。

皆さん方から質問があったらよろしくお願いします。

○教育部長 7月26日の中学生の海外派遣の件ですが、（8月6日から8月8日に行った最先端科学の研修会の壮行式ではなく）セントラルハイランズに中学生を派遣する際のものであります。

○教育長 訂正いたします。

7月26日の中学生海外派遣壮行会は、オーストラリアのブラックウォーターというところに中学生7名が11泊12日間の日程で、派遣されたものであります。

藤沢町で前から続いていたものであります、今回は藤沢中学校の生徒3人、花泉中学校の生徒2人、千厩中学校1人、東山中学校1人ということで、希望者を抽選で、この方々になったようでありまして、その壮行会がありました。

失礼しました。

よろしいでしょうか。

それでは、今後の行事予定についてお願いいたします。

○**教育総務課長** それでは資料3ページをご覧ください。

9月の教育長の行事予定でございますが、8月に引き続きまして3日、一般質問の3日目となります。

4日から学校訪問、小学校、中学校、幼稚園が始まります。

7日、10日と市議会特別委員会の総括質疑でございます。

また、7日の16時10分からは中学生最先端科学体験研修の解団式がございます。

18日が、市議会特別委員会の分科会の委員長報告。

21日が、市議会の最終日となります。

4ページをご覧ください。

26日となりますが、9月の教育委員会の定例会を26日ということで、事務局では考えておりますので、後ほど委員さん方でご協議をお願いいたします。

27日が、今年度3回目の市校長会議となっております。

次ページ以降、教育部長と各課の行事予定については、後ほどお目通しいただければと思います。

以上でございます。

○**教育長** それでは最初に、次の教育委員会議ですが、提案があったのは、9月26日水曜日の午後2時からであります。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは提案どおり、9月26日水曜日としたいと思っております。

よろしく申し上げます。

その他、行事予定につきまして、何かご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、報告は以上といたします。

3番のその他に入ります。

その他(1) 平成30年度学校教育行政の重点について (いじめと不登校への対応)

○**教育長** (1)平成30年度学校教育行政の重点について。

シリーズでやっておりますが、今回は、いじめと不登校への対応ということで、資料ナンバー3について、学校教育課長、説明をよろしく申し上げます。

○**学校教育課長** 資料ナンバー3をご覧ください。

(説明)

○**教育長** ありがとうございます。

いじめ、そして不登校についての現状とそれから対応について説明いただきました。

これについて、皆さんから先ほどの事と関連でも結構ですが、質問等ありましたらよろしくをお願いします。

○**伊藤委員** 私も現場へ行ったのですけれども、先ほどここに出ているのにいじめに対する認識と差異、例えば学校現場と保護者、ものすごく大きな差異があるような感じがしますね。

それが、何か起こった時に大きなトラブルとなって学校に負担を強いているというのが現状だと思うのですね。

ですから、保護者にいじめの定義等を説明して保護者、あるいは地域が周知徹底されるということはないのでしょうか。

○**学校教育課長** 校長会議の時に話したのは、4月のPTA総会の時に学校長からいじめについて社会的定義と法的定義は違うのだと、それはさっき言ったように法的定義を持ち出すと広く子ども達を漏れなく救うためにあるものだから、そのような違いがあるということは必ずそこで学校長として話してくださいとそのようなことは話しておりました。

学校長が責任を持っていじめの定義については説明してくださいという話はしました。

○**伊藤委員** 残念ながら今はまだまだ周知徹底されてない。

必ず起これば問題になって後まで尾を引いている、というのが現状だと思いますね。

これはずっと努力をしていかなければいけない事だな、ということは感じていました。

あとそれから、現場でもこうやって委員会を啓発しているのですが、本気になって学校の先生方、あるいは校長さんの中でもそうですけれども、いじめなど不登校について真剣に向き合っているということに対して、どうなのかな、と思うところも、学校訪問をしていて、前任の仕事をしていて感じます。

何か起こった時、初めて、はっとなってそれに向き合う。

そして、それに向き合ってから対応すると、後手後手に回ってしまうという、そのようなケースがあるのですけれども、やはり先生方でも、対岸の火事ではないのですけれども、人のことだと思えるような状況をいまだに持っている先生方も現場の中にいそうな感じがするのですね。

もっと危機感を持つとは言わないけれども、本気になって向き合うなど、本気になっていじめ、あるいは不登校というのは、学校の教育課題の重要課題なのだとすることを認識して、学校教育活動にあたらなないといけないのかなということを感じます。

○**学校教育課長** 委員のおっしゃるとおり、今、いじめは昔でいうと生徒指導で、両方の

立場の生徒を呼んで「きちんとやってください」で解決する中身が多いのです。

だから先生方はどうしても、これもいじめかと思うことも確かにあると思います。

ただ、今はそのような状況ですので、かつてはそのような指導で解決したものであっても、きちんといじめと認識して、きちんと手順を踏んでやるということが求められているので、それは繰り返し伝えていくしかないかなと思います。

○教育長 その他いかがでしょうか。

○千葉委員 少し思いついたのですが、先ほどの例もあるので、嘘をついた仲間、同級生に対して、嘘はだめなのだとすることがいじめとして認定されざるを得ない。

法的にとなった場合に、嘘をついた生徒に対して「嘘はだめなのだよ」と言って、その生徒が不登校になったら、先生のいじめになりますかね。

○教育長 そこは難しいところですが、学校教育課長、見解を。

○学校教育課長 実際、市内の市民の方から、先生が言ったことによっていじめではないかという声も無くはないですが、今のところ教師が行う指導において、生徒が心的苦痛を覚えたとして、それはいじめとは、特に定義はしておりません。

先生にいじめられたからという訴えはありますけれども、いじめとしては認めてはいません。

今のところ現在は。

○千葉委員 おかしいと言われませんか。

生徒がやっている事と、先生がやっている事、ほとんど同じことだけれども、生徒がいじめに認定され、先生はされない。

○学校教育課長 そこは文部科学省の指導の一部分ですが、あくまで、必要に応じて懲戒の類の制限を加えることができると指定されているので、指導性、指導上必要なものは指導すると、それについて生徒が苦痛に思うこともあるけれども、それはいじめとは今のところは認知していません。

○千葉委員 はい、わかりました。

○教育長 非常にやはりその通りで難しいところです。

正義感を持ってやった事が、いじめた人となりうるという、そのような矛盾もあるし、かといって、その定義に沿って広く捉えていじめを大きくならないうちに防ぐという、両方あるということで、非常にその中で現場も、教育委員会としても悩んでいるところがあります。

本当にいろいろなケースがあって、前、学校教育課長の校長会議で紹介しましたがけれども、例えば、自分が好きだということを異性に打ち明けた。

打ち明けたら断られたと、心的ショックを受けたと、いじめだと。

これもいじめとしてもいいというのか。

そのような部分が、笑い話みたいな話なのですが、定義を突き詰めていくとそうなるという、非常に難しいところだなと。

今回いじめ防止推進法という法律にしましたので、法律上の定義がもうあります。

○伊藤委員 確かにそのとおりですよ。

ただ、私が思うには、やはり毅然とすべきところは、毅然として教師が対応していかないといけないのではないかと思うのです。

なぜかという、例えば先ほど教育長がお話しされたように、中には自分が注目されなければ、自分の不利なような形を、親に進言してしまうと。

いじめについても、親に自分が都合のいいような言い訳をしてしまう。

親は学校の現場を知らないで、それを鵜呑みにしてしまうという、そして学校にクレームをしたり、いじめがあったのではないかというふうな形で、しょっちゅう学校に来ているケースが非常に多かったです。

私が学校訪問をしているとき、あるいは自分が現場に行ったときに、そのようなことがありましたので、学校を回っているときに、校長先生にも見極めて、毅然とすべきところは毅然として対応していったほうがいいと。

最終的には、仮にミニ裁判があったとしても、きちんとした状況を把握して説明すれば絶対に困るところにはいかないだろうというふうなお話をしていました。

毅然とすべきときは毅然としないと、私は、ちょっとした知恵のある子など、あるいは人の心をもてあそぶような子どもには、翻弄されてしまうような形で、大事なものを失ってしまうような感じがするのです。

○教育長 いじめは、いじめイコール悪いと、悪だという考え方が一般的な社会的通念上はそのようなイメージを持っているのですが、ただ、先ほど千葉委員がおっしゃったように正義感でもってやったものが、いじめになっちゃうという部分があるとすれば、いじめがすべて、いじめた子が非難されるだけではない部分もどうしても入ってきてしまうという、今の、現状、そうではないかなと。

そのような部分で、教員がしっかり意識を持ってやらなくてはいけない段階だなと私も伊藤委員の話を聞いて思ったところであります。

これについては今後もいろいろ認識がかなり大人の認識と違う部分がある、私も含めて今までの認識などなり違う部分がありますので、今後もいろいろ話題にしていきたいと思いません。

ちなみに、いじめについても、例えばいじめが少ないと、一関は少ないと言われるのです。

これは、今はいいと言う人もいるのだけれど、何をしているのかという目で見ると見る人もいるわけですね。

いじめはあって当たり前なのだから、これしか認識できない、認知できないのか、という目が必要なのではないと言われる部分もあるので、いじめがゼロという学校は、逆に疑問視される学校になってきているという、非常に難しいところがそのような部分にも表れるなどと思います。

今後とも是非いろいろ学習をお互い深めていきたいと思いますが、これについてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは(1)のその他を終わりたいと思います。

その他(2) 部活動の在り方に関する方針について

○教育長 では(2)部活動の在り方に関する方針について。

○学校教育課長 これは6月に岩手県から、岩手県における部活動の在り方に関する方針の策定について通知がありまして、県でも、策定いたしまして、それを受けて、市町村教育委員会の策定で学校を指導するように通知がありましたので、それを受けて、作成したものであります。

(説明)

○教育長 これについて、国のスポーツ庁、それから県からも方針が来ていまして、スポーツ庁は、今回提示すればよかったですのですが、用意はしませんでした。スポーツ庁からは20ページぐらいにわたる大層なものでありますし、県教委からは10ページぐらいであります。

市教委としては、1ページにコンパクトにまとめました。

いずれ、働き方改革もありますので、資料はできるだけ分かりやすくコンパクトにしたつもりです。

少し補足しますけれども、スポーツ庁と県教委からきたものをそのままにはしてはなりません。

市で独自に考えを、かなり参考にはしましたが、市、独自でできる中身に限定いたしました。

例えば、スポーツ庁や県教委からきている中にこういうものもあります。

五つぐらい話します。

多くなってすみませんが、一つは、年間の計画を立てなさいということになっています。ただ、実際には年間の計画を立てると、どこに大会があるか、年度当初分らないこと

が多くて、またその度に訂正を出さなくてはいけないということで、市としては毎月の計画だけを、翌月の計画だけをやるような形で考えました。

二つ目は、部活動の指導員についてのお話もありました。

これは新聞に載ったからご存知かとは思いますが、部活動の指導員を今入れようとしていますが、なかなかそれに合致する方が、人がいないということで、学校でもそれがなかなかその部にとというのが難しい状況にあります。

制度上の問題もありますから、これは少し時間がかかるだろうということで載せませんでした。

あとは、先ほど週2日以上は課長が言ったとおりであります。

それから、こういうのもありました。

スポ少などは、部活動を補足する補充する、そのような活動であります。スポ少と部活動を合わせて、休業日で3時間程度にしてくださいというお話がありましたが、実質的にそんなことは無理だろうという判断であります。

ですから載せませんでした。

あとは、休業日に大会に参加して、それが3時間を上回った場合には、ほかの曜日を減らしなさいということでありましたが、ほかの曜日を減らすとなると、休業日の大会に参加した場合には5時間も、6時間にもなりますから、月曜日から金曜日まで活動できないという事になりますので、現実的じゃないということでこれも外しました。

その五つくらいであります。

その五つも外しながら、実際にできるかなという部分で、市の方針として立てたところであります。

今日、教育委員会議でご意見をいただいた後に、今度はこれをもって学校に通知したいと思っております。

学校ではこれを元に、市の方針を元にそれぞれの学校で、また、方針を立てる予定であります。

スポーツ庁からも文部科学省からも指導、指示があったものですから、対応したいと思っております。

これについて何かご質問、それからご意見ありましたらよろしくお願ひします。

かなり踏み込んできているようですね。

いままではこういうのは無かったのですが、かなり踏み込んでおります。

ちなみに今、平日週1日、月曜日なら月曜日ですが、あと、第2、第4の日曜日の部活動の休業、ほとんど実施しております。

そのとおり実施しております。

これ今まで、2年ぐらい前までは無かったことなのですが、今は、これを確実にやるような状況に、市もそうですし、県内もそのような状況になっております。

○千葉委員 確かに、働き方改革でこういうふうな方向に全国的になってきているというのはわかります。

ただ、結局、今回の大東なり、あるいは花泉の全国大会の活躍等と、あるいは今の金足農業の活躍、地域がものすごく盛り上がるわけですよ。

チームを強くしようと思ったら、学校では先生方の負担が大きいので、スポ少に任せるような形になるのだけれども、これだとスポ少も規制されるっていう方向ですよ。

規制されないのはもう親がやるしかないのかなと。

例えば、卓球の愛ちゃんなど、伊藤美誠さんなど、そのような選手が一日7時間も8時間も練習して、強くなって全国へ出ていく。

みんなは全国にいった人たちにはちやほやするのだけれども、今のこの流れからいったら、それもどうなのだと。

健康のために、あるいは本人はほかにもやりたいことがあるのではないかなど、鍛えて強くするという方向はもうこれからはどんどん縮小されていくのでしょうかね。

○教育長 これについては非常にやはり問題が大きいと思っております。

今、2020年の東京オリンピックを目指してアスリート育成というのもこれもスポーツ庁の実は所管でやっているわけですよ。

かたや、あまり活動するなというスポーツ庁の姿勢が、スポーツ庁内でもさうとう矛盾があるのだからと私は捉えています。

ですから、一関のこの方針は実はスポ少についてはあまり関わってないのです。

ただ、平日は、夜8時を超えないようにしてくださいという事だけは申し入れるけれども、後は極端に言えば、親の判断で、親がやらせたいと言うのだったら、親の判断でやってくださいと。

ただ、学校の部活動は結構規制するよと、そのような言い方をしておかないと、一生懸命やっていたのが、例えば大東中学校と花泉中学校の場合には、ものすごく素晴らしい子ども達です。

大東中学校はどちらかというとスポ少で、学校外での結構部活動というか、教えるのが多いのです。

花泉中学校は学校の教員が一生懸命やっています。

これも実は第2、第4日曜日を必ずしも守れない部分もあって、ただそれは振り替えて活動していると思いますけれども、そこを上手にやりながら凄いやはり練習をやってきてやっと、ああいう形でチームを作れたわけで、それも大事にしなくてはいけないという

事ですね。

ですから、現実的にできる範囲のところ、市では方針を立てたつもりであります。

やはり、それは伸びたいという子もいるわけですから、それはそれとして認めていかないと、社会のそのような活力というのは無くなっていくのではないかなと、私も実はそこは同感であります。

これは、例えば勉強についても同じで、学習塾にいつて3時間以上勉強するなということとは誰も言わないわけですから、スポーツについてだって、やるのは親の判断で、それはやって結構だと。

ただ、学校としての姿勢は出す必要があるから、一定の休養はやはり必要ですよということはやはり言うべきだろうなとは思いますが。

という考え方でいかがでしょうか。

ということです。

○千葉委員 はい、賛成です。

○伊藤委員 例えばこれが市議会で質問があった場合、今、千葉委員の中身があった場合、今の教育長の説明という形になるのでしょうか。

○教育長 これをそのまま言うかどうかはまた別ですが、大筋はそのつもりで。

○伊藤委員 私も今の考えで賛成なのですよ。

ですから、委員会としてもやはりこういう考えですよということをきちんと。

○教育長 少し文言は丁寧にしますけれども。

というのは、夜8時というのは、いくらスポ少でも夜8時以降の活動は、次の日寝ている子が多いのです。

学校なんかで、これはやはり防がなくてはだめだろうなとは思いますが。

ただ、土日の部分まであんまり規制しすぎると、せっかく一生懸命やっている子ども達が浮かばれないのではないかなと、それによる教育効果もあると考えますので、その程度に私は抑えておりました。

後は、世の中の様子も少し見ながら、いろいろまた協議はしていきたいと思っております。

佐藤委員なにか質問などご意見ありますか。

○佐藤委員 いずれ、この先ほどの話ですと、こういったスポーツ庁や県教委からの要請があって、それを対応していくなかで、父母会やスポーツ少年団等への理解が必要で、そこが難しいのかなって。

ですけどまあ、いずれこの国をあげてそういった方向性として、部活動の休み、休養日など、時間は、ある程度ルールを作っていこうという方向性だということ、ご理解い

ただきながらということですね。

○教育長 そうですね。

実際、もうすでに体育協会には去年の2月の段階で、夜8時を超えないように、是非、子ども達の健康を配慮して活動してくださいという申し入れを実はしているのです。

今年の2月に行いました、働き方改革の方針を、教育委員会で協議して出した段階で、そういった要請はしています。

ですから、また来年も同じ時期にそのような要請はしようとは思っていますが、ただ、あまりそれを広げすぎてしまうと、自主的な活動を阻害することになるのかなという部分もありますので、そこはバランスを見ながらやっていかななくてはいけないなと思いました。

小野寺委員、いいですか。

○小野寺委員 はい。

○教育長 これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 では、(2)の部活動の在り方に関する方針については、こういう方向で通知を行いたいと思っております。

その他(3) 一関市せんまや街角資料館条例の一部を改正する条例の制定について

○教育長 では、(3)一関市せんまや街角資料館条例の一部を改正する条例の制定につきまして。

○教育部長 はい、それでは、(3)でございますが、資料ナンバー4でございます。

(説明)

○教育長 それでは、これについて何かご質問ありますでしょうか。

ちなみに、これなかなか場所も行く機会もなかったのではないかなと思うのですが、千厩の支所の少し下にあるのですよ。

いつか是非、近くに行く機会がありましたら、行く予定を設定していただければ、総合訪問など。

その前か後かに設定していただければいいですね。

何時から何時まで開いているのですか。

○教育部長 開館時間ですね。

午前9時から午後4時半ですね。

展示物は多くないですけども、写真など、当時というか、昔のいろいろな煙草の、ゴールデンバットや、切る機械などいろいろありますので、あつという間に時間が過ぎるような施設であります。

○教育長 昔の東磐井は煙草産業が非常に経済基盤だったわけですから、この歴史を知る意味でも非常に大切な場所ではないかと、建造物ではないかなと思いますので、機会があったら是非、行かせていただければなと思います。

何かご質問などありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは(3)については、その予定だと、これは市長からの提案でありますか。

○教育部長 はい、そうですね。

○教育長 そのような予定で議会にかかる予定だということであります。

では、(3)は以上にしたいと思います。

以上で第183回一関市教育委員会定例会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。